

青森民医連活用実践～中堅看護師研修での活用～

「民医連のめざす看護とその基本となるもの」評価・検討シート

事実 ▶ 考察 ▶ まとめと課題

■ 事実 | 患者の見方・とらえ方 / 看護・介護実践

【事実】 患者の見方・とらえ方	患者観 心身の状態、医療・介護の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30歳代 ・ アルコール性肝不全 ・ 右足中足骨骨折 ・ 元ケアマネージャー、現在無職 ・ 生活を立て直そうと妻と旅行し、旅行先で体調不良となり近医入院。退院後帰省し自宅へ帰るのを不安に感じた妻が同伴し当院へ受診。 ・ 当院受診時にはアルコール離脱症状によるせん妄が著明であった。重症肝不全の状態であり急変リスクが高い状態であった。
	人間観 本人の思い、周囲との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生真面目な性格 ・ 妻と2人暮らし、共働き ・ 妻ほぼ毎日の面会あり ・ 近くに実両親が居住しており関係性は問題なし
	疾病観 ①経済、生活史の生活背景 ②労働などの社会背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知人に誘われケアマネージャー業務の予定で介護施設に転職するが実際は管理者業務、夜勤、ヘルパー業務だった。 ・ 元々飲酒は好んでいたが仕事のストレスで次第に酒量が増え就業出来なくなり退職 ・ 一般的に介護施設は深刻な人材不足の状況に置かれており、ケアマネ業務が出来なかったのは施設サイドとしてはやむを得ない選択であった可能性が考えられる。
	医療観 自己決定、患者参加、共同の営み	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール依存症の治療に当初、消極的であったが精神科医からの勧めと家族から後押しもあり治療に対して前向きとなった。 ・ アルコール依存症治療の為転院となる
看護・介護実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な精神科受診、服薬管理 ・ 睡眠状態の観察、精神状態の観察 ・ 他職種カンファレンスの実施、方針の確認 ・ 時々不眠もみられていたが、内服調整でコントロールされていた。 ・ 気分転換の為妻同伴での外出、外泊を実施 	看護部長からのコメントを記入

■ 考察 ① | 看護の視点

【考察①】 看護の視点	患者の立場に立つ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過酷な業務によるストレスが多飲の引き金となった。飲酒以外でストレス発散方法を身につけることができなかったのだろうか
	患者の要求から出発する 患者とともにたたく	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院が長期となり、精神状態が安定している ・ タイミングをみて主治医に確認し許可を得て、気分転換目的で外出・外泊を行った ・ 定期的な検査結果(採血、CT)は速やかに主治医から説明した

考察② | 看護の優 点

【考察②】 看護の優 点	総合性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ しっかりアルコール依存症の治療に取り組みたいとの本人・家族の意向を尊重しサポートセンター経由で転院調整を行い当病棟入院期限ギリギリまで入院継続した。
	無差別性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患に対する社会的差別は今の時代でもみられており、世の中の偏見が払拭出来るよう、活動を行って行く必要があると考える。
	民主性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に他職種カンファレンスを行い情報共有、方針の確認を行った。
	人権を守る運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患患者の社会の偏見が減少するよう、医療従事者の立場から啓蒙活動を行って行く必要がある。

考察③ | 社会の見方・とらえ方・SDHの視点

(事例から見える社会問題、政治・経済等)

【考察③】 社会の見方・とらえ方・SDHの視点 (事例から見える社会問題、政治・経済等)	いのち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妻も自身の仕事を抱えながらアルコール依存症の夫を支えており、精神的なゆとりを持つことができなかったと考える。 ・ 周囲への相談がはばかれるのであれば、気軽に相談できる第三者機構が情報としてあれば早期に相談、医療機関への受診へつながり重症化につながらなかったと思われる。
	民医連綱領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中文第一項目「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちとを守ります」が日常の看護実践のなかに定着していることが実感できる事例であった
	日本国憲法	<p>第25条が活かされた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての国民は、健康で文化的な最低限度生活を営む権利を有する。 2. 国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

まとめと課題(継承・発展)

看護部長から事例のまとめについての感想と励ましの言葉などの記入

まとめと課題 (継承・発展)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患に対する理解を深め、正しい知識を得て社会の差別や偏見を取り除く必要がある。 ・ 健康問題を相談できる機関が普及することで、治療の必要な人びとが受診につながり重症化を防ぐことが出来る。 ・ 少子高齢化の社会で介護業界は慢性的な人材不足の状況であり、現場で働く職員は過酷な労働下に置かれている。人材不足の改善は急務であり国に働きかけて行く必要がある。
-------------------	---